

平成29年度第2回説明会における質問と回答

※申込時の質問と当日説明会時の質問を統合したものです

区分	当日聞きたいこと	回答
著作権	遺跡報告書執筆者の著作権の有無について（特にその根拠資料について）お聞きしたい。	説明会資料「報告書データベースの実務に関わる説明」をご確認ください。
	館内報告書、研究紀要を掲載する際の注意事項、著作権について	
	発掘調査の原因が民間業者による開発行為に起因し、かつ、発掘調査報告書刊行において、受益者である民間業者が地方自治体に作成業務を委託して刊行された報告書の場合、民間業者側の許可なしに、報告書データベースに登録することが著作権上可能なかどうか。可能でない場合、どのような手続きを必要とするのか。	特段の契約がない限り、著作物の作成者が著作権を有します。そのため地方自治体が報告書を作成した場合、地方自治体が著作権を有します。よってデータベース登録は可能です。
	民間調査組織を利用して報告書を作成および刊行した場合、著作権は民間調査組織にもあるのか。また、民間調査組織にも著作権がある場合、電子公開をする際には、複製権と公衆送信権以外にも許諾を得なければならない権利はあるのか。	委託時の契約によります。出土遺物・写真データの取扱いなど同様に報告書の著作権を含む全ての成果物を自治体に移管する契約がある場合は、著作権は自治体にあります。このような契約がまったくない場合は、報告書を実際に作成した民間調査組織が著作権を持ちます。その場合、総覧から電子公開するにあたって、民間調査組織から許諾を得る必要がある権利は複製権と公衆送信権のみです。
	データ入稿の際、印刷業者に編集作業の一部(図版レイアウトの微調整など)を委託する場合がありますが、この場合、著作権の一部は業者に属するものと考えべきか。また、契約時に権利の譲渡等について明記すべきか。	図版レイアウトの微調整など、通常の編集作業ならば印刷業者に著作権は発生しません。ただし、業者にイラストを描いてもらうなど創作的な要素がある場合には、印刷業者に著作権が発生しますので、その場合は契約時に取り決めが必要となります。
著作権について、P52に著作物(文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの)とありますが、プラントオパール分析など自然科学分析の報告にも著作権はあるのでしょうか？	分析結果や実験結果などデータは客観的事実であるため、創作的な要素が認められず、著作権は発生しないと考えます。また自然科学上の知見自体は表現ではないため著作権は発生しませんが、報告書や論文のなかで、分析結果などを使って新たな知見を考察を加えて論証する場合は、報告書・論文は著作物として著作権が発生します。	
実務	現在、報告書を印刷する際にPDF版も一緒に作成しています。データベース化するにあたり、どのようなデータにすれば良いのか教えていただきたいです。（印刷所への仕様書に記載するため）	説明会資料「全国遺跡報告総覧が推奨する出版時電子化仕様の公開用ファイルの仕様」をご確認ください。
	・データ登録に必要な環境と機材について ・データ登録の詳細な作業内容について	過去のシンポジウム資料25ページをご参考ください。 宮崎敬士(熊本県教育庁 ※発表時は福島県教育庁に支援)「自治体における報告書デジタル化の取り組み」 http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/16218
	報告書データベースの実務に関わる説明	
	報告書をデータベース化する実務の負担がどれくらい（業務量）あるのかや導入に向けての過程等を詳しく知りたい。	過去シンポジウム資料をご参考ください。シンポジウムでは、事例報告がありました。 中鉢賢治(静岡県埋蔵文化財センター)「公立調査機関における報告書デジタル化の取り組み」、宮崎敬士(熊本県教育庁 ※発表時は福島県教育庁に支援)「自治体における報告書デジタル化の取り組み」、古澤義久(長崎県埋蔵文化財センター)「長崎県における報告書のデジタル化と公開について」、木村淳一(青森市教育委員会)「青森市における報告書デジタル化と公開への取り組み」 http://sitereports.nabunken.go.jp/16218 http://sitereports.nabunken.go.jp/16222 http://sitereports.nabunken.go.jp/18936 http://sitereports.nabunken.go.jp/18937
	報告書の登録について、1冊の報告書を全国遺跡報告総覧に登録するにあたり、仕事量(時間など)がかりますか？	過去のシンポジウム資料25ページをご参考ください。 宮崎敬士(熊本県教育庁 ※発表時は福島県教育庁に支援)「自治体における報告書デジタル化の取り組み」 http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/16218
	自治体として参加するにあたり、役所内(特に情報管理している部署)とのやり取り、協議は必要だったのか。	
	報告書等のデータ化出来ない物をデータベースに載せる際の手段や事務的な事項。運用をする際の具体的な事務量のについて。	
	既刊報告書のPDF化の際、正誤表で示された以外の明らかな間違いは修正して良いものか？	原則、報告書の通り入力願います。ただし明らかに単純な間違いがある場合は、検索の利便性を勘案し正しい内容で記述しても構いません。
PDF形式ファイルのほかに、CSV形式のものも登録化とのことだが、100MB以内であれば他の形式も登録可か？(動画等)	原則PDFファイルのみとします。ただし、報告書に付属するエクセル形式/CSV形式等のデータ集等はそのまま登録いただけます。動画等については今後検討します。	
その他	今後遺跡の登録数を増やす上での長期的な目標はあるのですか？登録を増やす上での具体的な取り組みとかはあるのですか？	奈良文化財研究所において実施している担当者研修において、報告書電子化に関する内容を研修に組み込んでおります。平成28年度には特別研修「報告書公開活用課程-報告書電子化による公開活用-」を開講しました。今後の研修課程については検討中です。要望等ありましたら、事務局までお寄せください。
	低精度PDFが普及すれば、紙印刷物が不要になるという懸念がある。印刷物とPDFの役割分担について十分に周知されているでしょうか？	文化庁『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』の第3章発掘調査報告書の保管と利活用 第1節発掘調査報告書の配布・保管・管理 をご参考ください。
	本発掘調査を原因者負担で行った場合、PDFにすることを費用内で行うことは妥当と考えるか。また、原因者にデータベースとして公開することについての許可は不要なのか。	高精度PDFの位置付けは、文化庁『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』の第2章デジタルデータによる発掘調査報告書の位置付け 2.適切な発掘調査報告書の形態 高精度PDFの役割と位置付け および 図「発掘調査報告書の作成過程とデジタルデータの生成」をご参照ください。 公開することの権利(著作権公衆送信権)は、報告書を作成した機関が持ちますので、機関の判断のみで、公開できます。
	総覧のデータは、報告書の標準化等にフィードバックされているのか。広いターゲットに発信することで報告書や調査のあり方も今後変わっていくことが想定されているのか。	総覧の役割は、「報告書のインデックス」です。インデックスとしての機能を活かすために、編著者の名寄せ等を実施しています。用語の使い方については、総覧プロジェクトが画一的に標準化できるものではありませんので、検索の利便性を鑑み、類語を整備しシソーラスにて対応しています。報告書や調査のあり方については、文化庁『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』をご参照ください。低精度PDFを公開することで、紙印刷物としての発掘調査報告書の存在を周知し、利活用を促進するものです。
緊急発掘調査に伴う報告書作成の際に、PDFデータの作成を併せて依頼し、成果品として納品してもらうことは、国庫補助の対象となりますでしょうか。 PDFが報告書のバックアップデータとしてなのか、その後の活用を目的としているのか、高精度/低精度によって対象か否かの考え方も変わるように思われますが、どのように整理されていますでしょうか。	高精度PDF/低精度PDFの位置付けは、文化庁『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』の第2章デジタルデータによる発掘調査報告書の位置付け 2.適切な発掘調査報告書の形態 をご参考ください。	